

種別	区分	施設名	指導監査年月日	改善指導年月日	文書指摘事項	改善確認日	改善状況
児童遊園	公立	西高屋児童遊園	令和8年2月10日	令和8年2月26日	○ 児童処遇 (1) 児童に対し適切に指導を行うこと。 (2) 児童の安全の確保について次によって適切に対処すること。 ・ 関係機関からの注意依頼文書の掲示等による周知徹底 ・ 屋外活動中の犯罪や事故から身を守るための職員から利用児童に対する指導	令和8年3月3日	改善中
					○ 地域・諸団体等との連携 児童遊園の適正な管理運営のため、児童委員、児童福祉施設関係者、母親クラブや子供会等の地域組織、社会福祉協議会、地域のボランティア、教育関係者、学識経験者等により構成された児童遊園運営協議会を設置し、児童遊園の環境整備、遊具の保全や更新及び事故の防止等に関し、参加・協力を得よう努めること。	令和8年3月3日	改善中
児童館	公立	黒瀬児童館	令和8年2月18日	令和8年2月26日	なし	—	—
児童館	公立	安芸津児童館子どもの家	令和8年2月24日	令和8年2月26日	なし	—	—